

細胞診専門医の署名についてのアンケート調査

日本臨床細胞学会 細胞検査士会会員の皆様

日本臨床細胞学会施行細則 細胞検査士の業務及び資格更新に関する施行細則の細胞検査士の資格には 3)細胞検査士は、細胞診専門医 1 名を定め、細胞検査士資格更新審査委員会に申請しなければならないとあります。細胞診専門医が勤務施設にいない場合、他の施設の細胞診専門医に依頼しなければなりません。また施行細則には細胞診専門医の責務として細胞検査士の教育・指導に積極的に関与するとありますが、他施設に細胞診専門医を求めた場合、細胞診専門医は他施設の細胞検査士をどれほど教育・指導することが出来るのでしょうか。細胞検査士と細胞診専門医との関係性について我々細胞検査士だけでなく、細胞診専門医からも疑問の声が出ているのではないのでしょうか。この問題については第 64 回日本臨床細胞学会総会の細胞診専門医セミナー「令和時代の細胞診専門医と細胞検査士～未来志向の関係構築に向けて～」で取り上げられていました。(日本臨床細胞学会ホームページの e ラーニングで視聴できます)

細胞検査士が認定された 50 年前は定められた教育課程が無く、専門知識・技量は細胞診専門医との差は大きく、細胞診専門医の指導・教育は細胞検査士にとっても重要であったと思われます。しかしながら、現在は日本臨床細胞学会の正会員であれば細胞診専門医と細胞検査士には大きな違いはなく、最近では医療系大学で細胞検査士を養成する学部が多く開講され、多くの細胞検査士を輩出し、さらには修士・博士課程まで修了された細胞検査士も増えて来ました。

このような状況の中で更新時に細胞診専門医を定める必要性がどれだけあるのか、一度考え直しても良いのではないのでしょうか。もちろん細胞診専門医と細胞検査士は両輪となって細胞診断の向上・発展に努めていかなければなりません。さらに細胞診専門医に細胞検査士への指導・教育を仰がなければならないことはこれからも変わりはありません。

会員の皆様の率直なご意見を反映されるべく、アンケート調査に御協力を宜しくお願い致します。

- ・本アンケートへの協力は自由意思によります。このアンケートの協力の可否が、個人へ不利益をもたらすことはありません
- ・アンケートは無記名式であり、メールアドレス等の個人情報を収集しません。
- ・回答に関わる通信料は自己負担でお願いいたします
- ・本アンケートは Google 社のアンケートツール (Google Form) を使用します。個人情報に関するポリシーについては Google 社のホームページをご参照下さい
- ・本アンケートで得られた情報は、外部に漏れないように厳重に管理します
- ・アンケート結果の公表は個人が特定されないように細胞検査士会会報等で発表します

細胞検査士会あり方委員会委員長 仲村 武